

第2回世羅町議会定例会会議録

令和5年6月8日

第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第2回世羅町議会定例会 (第4号)

令和5年6月8日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

- 第1 議案第46号 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例
- 第2 議案第47号 令和5年度世羅町一般会計補正予算(第2号)
- 第3 議案第48号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 31 議案第 46 号 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） おはようございます。議案 82 ページお開きください。

議案第 46 号

世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 43 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、当該感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例を廃止するため、世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） コロナウイルス感染症はですね、終息はしておりません。

この先、突然クラスターが起こったときに、この防疫というのはまた職員が防疫作業に従事することがあると思うんですが、その際はどのように考えておられますか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。この削除しております内容でございますが、人事院の規則に定められていたものをそのまま合致するように整合をとるように規定していただいております。この内容の3項のところでございますけれども、この削除した内容につきましては令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限るといった形で、今回の8波とかで長引いておりますけれども、この発端を限られたものとして限定されてございましたので、今後議員が今、ご指摘されました新たな感染症とか発生した場合にはまた別だてのものが対応として措置されるものと整理しております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第46号 世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第47号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第2号） を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 84 ページをお開きください。

議案第 47 号

令和 5 年度世羅町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度世羅町一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 392,311 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,129,615 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 269,695 千円、県支出金 16 千円、繰入金 9,000 千円、町債 103,500 千円を増額するものでございます。

歳出は、総務費 172,044 千円、民生費 165,606 千円、衛生費 44,821 千円を増額し、予備費 260 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2 番（上羽場幸男） 13 ページについてお尋ねをいたします。昨日ですね、朝、町長より前もって議案提出された部分から訂正をされたいということで申し出があったものがこれでありますが、そのときに町長の説明によりますと、我々一般質問などで規模の問題、避難所の問題、そういったことに関して考え直したというお話でありましたけども、今それを考え直された分が設計費プラス 500 万、工事費マイナス約 1500 万ということでご提案をなさっておりますが、この金額を決められた根拠ですね、どういうお考えを持ってこの金額に至ったのか。たとえば避難所の問題ですが、私もしつこく申し上げたわけですが、避難所機能を削った場合ですね、その費用がこの 1500 万よりもっと大きくなるのではないかと

というような私、思いがあったわけですが、これに対してこの金額になったという根拠の説明をいただきたいと思います。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは2番 上羽場幸男議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず工事費の減額でございます。この工事費の減額につきましては兼ねてより全員協議会、一般質問等でもご質問をいただいております規模の問題、これに関して面積の削減を検討してまいりました。さまざまにご質問をいただくなかで、現在の自治センターとの比較という点もご指摘をいただいたかと思いますが、これにつきまして現在検討しておりますのは大集会室、これがかなり前よりも大きくなっているというようなお話しもいただいたかと思いますが、まずここを現況の自治センターに近い形のものに持っていく。そういったことを今、考えてこの1500万を減額をしたものであります。と申しますのも大集会室はやはり梁の部分でかなり費用がかかる場所でございます。こういったことを考えまして、今回この1500万、詳細設計については改めて変更設計をしてみないとわからないところでありますが、この1500万円の減額を考えている点というところは大きくは大集会室の縮減を検討しておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） その金額の大小というのは詳細設計をしてみないとわからないということでありまして。それは理解ができます。昨日の町長のお言葉の中でですね、補助金に差支えない程度で削ったというお答えがございました。この補助金というものはどの部分に対しておっしゃっているのか。たとえば世羅町全般に農水からいろんな補助金いただいて事業をしておりますが、それすべてに影響するということをおっしゃっているのか。それとも今回の約6000万の補助金出ます。これに対してのことをおっしゃっているのか。それに対して確認をしたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 2番 上羽場議員からのご質疑に私よりお答えをさせて

いただきます。

このたびの農林水産省管轄の補助金でございますけれども、その補助金に影響のない形での削減という形で町長からも提案をさせていただいたところでございます。町からの提案でございます。そのうえのご質疑の答弁でございますけれども、この支障のない範囲と言いますのは、この補助金が山福田自治センターの建設に対して補助金の交付が行われようとしておるものでございます。その自治センターを基盤とします地域のなかの交流、また外との交流、そういった部分での補助金の目的を障壁としない部分での削減の対象でございます。世羅町全体を事業対象と言いますか、ハードの事業として対象としておられませんでの、この建物についての補助金を交付を受けていくうえで障壁とならない部分での削減。しかしながらこの集会室の部分は、いわゆる地域間交流、また地域の中での活性化を目的とするための必要な集会室でもございます。その部分で現在の自治センターの規模あるいはこれからの動態と言いますか、集会を行う目的としての必要最小限の部分としてその事業交付目的が達成できるようにできるだけの削減をしてまいりたい。そのうえで事業費、骨格、建物の構造に至る部分で削減ができないかを考えた上での状況提案でございます。

▼【高橋議員：「ちょっと議長、今のわからんですよ。回答がわからん。このことに対する補助に影響があるんか、ほかに影響があるのか。」】

○議長（米重典子） 高橋議員、今、上羽場議員の質問ですから。

▼【高橋議員：「言うちゃったでしょ。答えてないんじゃないですか。」】

▼【町長：「今度は産業振興課より答える。まだ答えてないです。」】

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 上羽場議員おっしゃられましたのは、他の事業への補助金への影響ということかと思われませんが、私のほうで把握をしております限り他の事業への直接の影響というのはなかなか考えにくいものかとは思いますが、ただ国の事業としまして強い農業づくり交付金でありましたり、また県営のほ場整備、その他県営の基幹水利施設整備補助事業など採択要件があるような事業ですね、とかあと予算の充当とかいうところはなかなか私どもには見えない部分があるところがございます。過去にもそういった影響を受けたということはご

ございました。ですが今回のこの事業の影響をどのように受けるかということでありますけども、直接影響というのは受けにくいのではないかと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この事業とほかのものは関連が薄いというふうに私は理解しました。それで私は再三にわたって申し上げておるんですが、この山福田を整備したときに、山福田自治センターですね、整備したときに一般質問の中で再三申し上げたんですが、今後の避難所としての機能というものを今の水につかるという恐れがある場所にこれを整備されるわけですが、ですから避難所としてどういうふうに使っていくかというときにご答弁をいろいろいただきましたけども、明確なご答弁ではないと私は受け取りましたので、今回これを整備されたときに、ここをどういうふうに1次避難はここには誘導しないというふうにもっていかれるのか、それともいや、危険けども、ここは整備したんだから、ここを1次避難に使いたいという風な思いを持って整備をされるのか。そこを最後にお尋ねをします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 山福田自治センターの建設場所についての想定される浸水被害の状況についてお答えをいたします。広島県が公表しております洪水ハザードマップ、こちらにつきましては計画規模、それから想定最大規模、2つの想定がされたマップが公表されているところでございます。

計画規模の降雨というのは、その川の整備に設定を事業主体がしました10年から200年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定したもので、河川整備の計画の基本となる降雨量でございます。一方、想定最大規模の降雨と申しますのは想定しうる最大規模の降雨のこととございまして、河川によって違いますけども、1000年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定しています。1000年に1回というのは1000年に1回必ず降るというものではございませんで、その年に1000分の1の確立で降る可能性がある雨ということとでございます。当溝熊川につきましては、計画規模の浸水被害想定は県のほうでされておられません。想定最大規模の場合においては1m程度の浸水が起こる可能性があるということと示されております。

す。またこの河川につきましては、左岸側の堤防の嵩上げがされております。その堤防高よりもフロアレベルをですね、嵩上げしておりますので、今回の計画では。浸水するリスクというのは相当低減されているものと考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私から答弁を追加をさせていただきます。まず先ほどの答弁につきましては、そのご質疑にすべてが答弁できていなかったところにつきましては、私から、また担当課長から充足をさせていただいたところがございます。

避難所の考え方でございますけれども、この避難所を取り巻くと言いますか、災害につきましては大雨による浸水、また洪水想定、それから災害の中にも震災という想定もございます。地震時における避難所についてはしっかりとした構造体を持ったこれから建設を行う避難所として最も有効であるものでございます。ご指摘いただきますように、また建設課からも答弁いたしました。河川の増水につきましては、一定の嵩上げ、また想定をするなかで浸水リスクは避けてまいりたい。そのように考えております。しかしながら、その想定をもってしても、その状況で、各地域に局地的に発生をする災害もございます。その際におきましてはどちらの避難所におきましてもその避難所を指定することなく、他の避難所を促すということもその選択肢としては出てまいるところでもございます。議員ご指摘のように1次避難所として使う使わないというところのひとつの選択肢、判断の基準というのは出てまいるところでもございますけれども、適宜その洪水、また浸水、震災についての避難所のそれぞれの機能を選択し、見定めるうえで、適切な避難誘導の指示は行ってまいりたい、そのように考えておるところでもございます。いわゆる裏山崩壊が非常に気になるということがあった場合に、降雨浸水の心配はなくともその場所を避難所としてしっかりとりと利活用させていただくということは出てくると考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 2点についてお伺いいたします。昨日急に訂正が入ったわ

けですけれども、本会議中のこういった場所で聞いたわけではないので、町長のほうにお尋ねいたしますが、まず訂正があったことに対してどうして訂正をしたのかという、1500万の減額と今の設計費。今回提案いただいている。どうしてというのを再度、一般質問等聞いたり、いろいろな議員の意見を聞いて変えたというようなこともちょっとお伺いしたんですが、再度町長の口からお伺いしたいのと、このバランスですよ。一般財源5万円程度だったものを500万今度つけて、じゃあ、500万の設計業務をつけているのにもかかわらず、じゃあ工事請負費、これが減額になっているのが1500万。ちょっとバランスが悪い。バランスが悪いと言いますか、大体工事請負したときの設計費というのは1割程度になるものかなということがありますけれども、今回修正だということであっても、たかだか1500万、それは設計だからかかるというのはわかりますけど、500万かけて設計をやりかえる、これは大きな先ほど来あるように、避難所をどうするとか、大きなビジョンがあるか全然わかりませんが、500万に対して減額部分とのバランスというのは非常にアンバランスのように見受けられますけれども、そういった内容についてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 昨日はですね、急遽皆様方に提案する前にですね、差し替えをさせていただいたということで、大変ご迷惑をおかけいたしましたところでございます。町といたしましても先般来、議会のほう、特にですね、一般質問でのご質問いただいた中には、規模的に再考するべきであるということをお願いいたしました。そのなかで地域との調整のなかで進めてきたこの面積等もあるわけではございますけれども、これは行政が私どもでですね、決断すべきと考えました。これはまだ地域の全体へはですね、お示しをしたものではないわけではございます。自治センターに対してこういう案件でいかせていただくのでご了承願いますということにさせていただいてます。実際のところ、先ほど企画課長申し上げましたように、どこをどうすれば特に梁とか、安全基準、いわゆる耐震等、構造上の問題、そういったところを再設計していただかないと私どもはそういったプロではございませんので、そこら辺を業者に委ねるといってございまして。しかしながら金額が少しこれは高いのではないかとということではございます。やって

みなければ、お願いしてみなければですね、これが500万が100万、200万で済めば一番いいんですけれども、これがもう少しかかるといったときに、最上限にみさせていただいた金額を出させてもらっています。これを全部使うという意味ではございません。これから業者と交渉するなかで、安価に済めていただくようお願いはしていき、500万と言わずですね、かなり安くやっていただくようお願いをしていければと考えておりますので、これがすべてではございません。

工事内容についても私どものある程度の頭のなかで進めておりますので、約1500万程度が削れる。本来ならもう少し削っていきたいという思いでございます。ですから、1500万は最低限、それ以上に削れるようにこの設計業務のなかで、いろいろとしていきたいと考えております。ですから議員がどのくらいの面積をお考えかわかりませんが、地域の意向に沿いながらも町としてできることをやっていきたい。これは1500万以上、これが2000万になればまたいいですし、それ以上のものが出てくれば良いと思っております。そのためにはですね、今からの交渉ごとになりますけれども、一生懸命そこは執行部として取組んでまいりたいと考えておるところでございます。

この経過に至ったのは一般質問で出ていた面積を少し、少しと言うか、大集会室等を再考すべきであるということです。避難所の機能のという考えではなくてですね、使い便利が良いということで、トイレを小さくしたり、調理場を半分にしたようなことはなかなかできにくいわけでございます。なおかつバリアフリーという考え方のもとでは廊下等も狭くするわけにはいきませんし、出入り口付近のものをこれまでかなり最初の計画よりは形状も落としてきております。風除室をなくしたりですね、大きくものをなくして壁を取ったりとかしています。そういったところも加味するなかで、これを基本に今後安価に済むように進めていきたいと考えているところでございます。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今回の町長の答弁を聞いておりましたら、今回減額することについては、自治センターとお話されたというふうにおっしゃいましたが、もし仮に地域のなかに建設委員会があるのかどうなのかわかりませんが、もしならぬとなった場合また増額されるということになるんですか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） まだ委員会すべての方にお話しはしておりませんが、そういう関係者の方と協議は一部してございます。そのなかでそのことについては町が決めるのであればそれに従うというようなご意見もいただいておりますので、そういう流れで進めていきたいと思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 私は15ページの物価高騰重点支援給付金について1億1000万ちょっとですが、全協で一定の説明はされたわけですが、非課税住民税均等割世帯を除いた世帯に1万円ということですが、これ地方創生臨時交付金をあてにしてやるということになると、自ずと限度額もあるんだろうというように思いますが、一般質問でもこの交付金の今後の見通し等お答えをいただいたところですが、これから大幅に物価が下がれば対応は必要ないんですが、今の状況ではなかなかウクライナもそう早く終息をしないような状況のなかで、円安も進むということになると、厳しい状況が続くのではないかと思うんですが、これらの今後についてですね、こういう形で1億円ちょっと給付金を出されるわけですが、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 4番 矢山議員からのご質疑に私より答弁をさせていただきます。

一般質問等でも、ご質問のなかでこれからの動向について質していただいたところでもございます。本件、このコロナ、また今は一番重要な部分は燃油高騰、物価高騰の部分にどのように支援をしていくかということの観点のなかで国からもその対応策が提示をされ、その財源を受けてこのたび補正予算として提案をさせていただきます。

コロナの支援のなかでも非課税世帯、また均等割世帯、さまざまな種別と言いますか、考え方のなかで、給付、交付を行ってきたところでございますけれど

も、ここへまいりましてその物価高騰はすべての世帯に、またすべての分野に及んでいるところでもございます。特に物価、それぞれの方が購買をされるものは違いますけれども、電気、また水道、ガスといった生活を行っていく上でそのエネルギー源としての対価、支払いは如実にその影響が出ているところでもございます。その背景を受けまして、国の地方創生臨時交付金を利活用をしながら、このたびできるだけ皆様方へいろいろな要件はございますけれども、速やかにこの物価高騰の影響を少しでも緩和をいただくためにこの支援を考えて提案をさせていただいたところでもございます。

定義、提案の内容はその形でもございますけれども、この後におきましてもまだまだこの影響は続いていくと想定はされます。重ねての回答になってくるところではございますが、国からの支援策、また施策に応じてこの後もしっかりと全体に影響のあるものは全体にしっかりと支援を届けていくということを念頭におきまして、引き続きの国・県からの支援策を町で時間を要することなくしっかりと各分野に届けていく。その部分の施策の構築に努めてまいりたいと考えているところでもございます。引き続きの支援については状況を見定めながらしっかりと行ってまいりたいと心構えをしているところでもございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先ほどの山福田自治センターに関して、もう少し確認させていただきたいと思えます。

先程の河川の嵩上げで1000年1と、このように言われて1000年1言うたら、ほぼ安全というレベルだとこのように思うわけなんですけれども、本来、この山福田自治センターを建設するとき、私自身は背後に河川があって、前面に土石流の危険区域が迫っていると。この位置になぜ建設するのかという質問をしたと思うんです。そのときにご答弁のほうはですね、住民の要望ですと。このように答えられたと思うんです。こういったときに後から嵩上げをしますと。こういう行政があつていいのかというところをお伺いしたいと思うんです。危険と知りながらそこに建てて、危険性のことを追求されると、河川の嵩上げで逃げていくと、こういうことをしてはいけないと、このように思います。

もう1点は、先ほど来営繕工事の単価更正とか、削減の見直しとか、このように言われるんですけども、ひとつ危惧する点は、私の経験からすると、営繕工事の規格、品質はランク別になっているんです。Aランクを使いなさい、Bランク使いなさいと言うときにCランク程度と、こういう表現をされるわけです。仕様書の中に。こういったときに金額を値切ればランクが下がるんです。施工業者は儲けが絶対いるんですから。そういったときに1000万見直します、2000万見直しますと言っても品質は下がる場合が大いにあるんです。この下がった部分はどうなるかと言ったら、将来町民が負担することになるんです。ですから営繕工事に限って言うと、値切って得はない、このように思うんですけども、その辺の考えをお伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 7番 藤井議員のご質疑に私よりお答えをさせていただきます。

まず1点目につきましては、立地を限定した、確定したうえで、そのうえの対処策を考えていく部分につきましては順序が逆、もしくは先にその危険防除を行ったうえでしっかりしていく必要はあるというところも、順序立ての話もいただいたところであると思っています。

いわゆる場所ありきで対応を考えていくということではなく、しっかりと根本から考えていくべきではなかったのかということをご指摘をいただいたところでございます。この立地、また建設についての場所の選定にあたっては、これまでの地元建設委員会、また地域の意向というのもございましたけれども、限られた公共施設、また利用を終焉した遊休施設があったものをですね、その敷地をしっかりと有効利活用して、新しい地域の皆様、地区の拠り所コミュニティセンターとして利活用する場所はいかにあるべきかというなかで導いてきた経過もございます。そのなかでご指摘いただきますように河川の部分もひとつのリスクとして考えられる部分がありました。その河川の改修、また増水の抑制を図っていくことは建設と同じくしてしっかりと取組んできた、要望も行ってきたところでございますが、現在のところはその河川改良、嵩上げというのは同時並行を考えていくという形に留まっているところでございます。我々町としましても全力を挙

げてその対応は行ってまいりたいと、そのようにも考えておるところでございます。しっかりとそれを完遂をしていきたいと思っております。

また、2点目に工事費についての仕上げ、また水準の部分についてご指摘をいただきました。そのご指摘の部分につきましては金額を下げていくなかでですね、金額を削減していくなかで、性能を落としていく、後々にしっかりと老朽化することなくその時間を担保する性能を備えておかななくてはならない施設の機能そのものを落とすことをあってはならないという示唆をいただいたところでございます。その部分につきましては、この後長い年月を利活用していただく施設であるゆえにですね、その品質をむやみに金額削減のために落としていくということは考えてはならないところでございます。品質は将来にわたっての維持管理費の増大、品質を下げるということは将来の維持管理費に跳ね返ってくるということを念頭におきながら工事費の削減、また仕上げ材質の選定についてはしっかりとそれを反映し、担保する形で進めさせていただきたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） せっかく建てる町民の憩いの場でございますので、たとえば昨今ですね、線状降水帯、これらについてはですね、位置が5キロ違っただけで大災害、一方はからからの天気と。こんな極端な雨が降るわけなんです。1000年1回と安心してはできないわけです。起こって初めて、こんな雨は私がここへ住んで初めてと、こういうインタビューが再々に聞こえるわけなんです。特に山福田自治センターの建設地はすり鉢の底のようになっているんです。水が集まってくるようになっているんです。線状降水帯というのを思い浮かべるたびにですね、このことは是非ともひと言申し添えておかないといけないと、このように思います。

先ほどの設計に関しても施工監理の委託が予算化されていますけれども、その辺りでしっかり監理しないと、業者は程度とかいう仕様書ですから、下げても関係ないんですよ。わからないんですから。しっかり工事現場の監理をしていただきたいと、このように思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 2点ご質疑をいただきました。1点目につきましてはやはり線状降水帯に代表されるようにいくら想定をしておりますても、その気象条件によって大きな変化を生む大雨というのもございます。その場所場所によって、一層の、特にご指摘をいただきました内容を承るなかで、一層の警戒心を持って避難の誘導、指示にあたってまいらなければならないと受け止めさせていただくところでございます。

また工事にあたっての監理につきましては、しっかりとその製品選択、また使用原材料の提案を受けた際にそこを見極めてですね、価格によりけりではなく、その品質をしっかりと見極めて選択をし、現地の仕上げに臨んでいくことが肝要であると受け止めさせていただきます。しっかりと工事監理の部分は突き詰めてやってまいる所存でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 総合的なところでございます。最終的には約2億円程度が総額に提案されていると思うんですけども、これからの町が考える公共施設の総合管理計画において、今回提案されるこの山福田の総額がひとつの基準になってくると言いますか、バロメーターになると言うことが考えられないかと。今回立地においても非常に厳しい。しかし町は提案を議会に出した。金額に対しても人口が255名で2億円のものを出した。これすべてにおいて厳しいなかでの提案になってきていると思います。これを上回るような提案というのが今後出てくるかわかりませんが、この提案された内容というのがひとつの指標になってくると思うんですよ。そうした場合に町が将来的に考える総合管理計画、これに障害とならないのか。ほかにもですから似たような案件で要望は無限でありますから、出てくると思いますが、今回このご提案されたことが後の障壁とならないのかという点についてお伺いいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは1番 高橋公時からのご質疑に私より答弁をさせていただきます。今回の提案も含めてですね、この後の将来の公共施設の在り

方はどうなのかという大きな提言と言いますか、ご質疑をいただいたところでございます。ご指摘をいただきますように行政財産の縮減と住民サービスのひとつであるこういったコミュニティ施設との兼ね合いをどうとっていくかというのは大きなこれからの長いと言いますか、長期間にわたっての課題になってくると思っております。基本としましては、現在の耐用年数をまだ抱えている施設につきましてはその耐用年数をしっかりとその年数を機能を発揮させるということは重要なところであると思っております。しかしながらもう既に古い建物も多くございます。その耐用年数を経過、超過したときにその施設をですね、更新するのか否か、それは大きな英断と言いますか、考え方によってくると受け止めております。そのなかで適切に判断を行っていかねばならないところでございます。地域の中で存続、永続していかなくてはならない施設とそうでない施設のしっかりと見極めを行っていき、それはすべての住民皆様がいらっしゃる中でその合意形成を図っていくことも重要な案件であると思っております。地域の地縁によって必要とされるコミュニティ施設というのは存続をさせる。また利用頻度、そして利用形態によって総体的に見るならば大きな体育館であるとか、グラウンドである、そういったところはしっかりと合意形成をもとに収れんをしていく必要があると考えております。この地域のなかで残っていくべき、存続していく皆さんの拠り所となっていくコミュニティ施設についてはそちらに収れんをしていくというひとつの考え方をこの後持っていかななくてはならないと考えております。そのうえでもご指摘いただきますように、このたびの提案がですね、それが障壁となるということではあってはならない。障壁が起こってはならないという危惧をいただいているところでございます。地域に根差すコミュニティ施設はしっかりと残していく。それに収れんをしていく方向性をしっかりと検討していかなくてはならない。その方向性を見出していかなくてはならないという軸足のもとにですね、このたびの提案の内容はそれにしっかりと沿うべきものとして進めていかなくてはならないと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。今、質疑ですけれどもいいですか。

○11番（山田睦浩） 質疑はもうないんですか。

○議長（米重典子） 質疑はまだ終結しておりませんから。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） この山福田の自治センターについていろいろ危惧していただいた議員もおられるわけですが、現在町が提案されております建設の場所、それから建設の建物の高さ、そういったものは対岸の嵩上げをしたもの以上に地盤を高くして設計しているというふうな提案をいただいております。昨日予算の差し替えで工事費が1500万下がったわけですが、地域の建設委員会で検討されてきた面積を著しく減少するようなことであってはいけないわけですが、大集会室の検討を少しして狭める考えというふうに答弁をいただきました。地域の皆さんの合意が恐らく図られるのではないかと、やむを得ず図られるのではないかと考えております。このような提案をいただいておりますので、

○議長（米重典子） 久保議員、補正予算に関する質問でよろしいんですね。

○10番（久保正道） 補正予算ですよ。はい。

この予算の内容はよろしいわけですが、建設について粛々と進めていただきたいと思っております。

○議長（米重典子） 縮小に関する予算についてですね。

▼【久保議員：「そりゃ、そうじゃなですか。」】

答弁できますか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 10番 久保議員からのご質疑に私からお答えをさせていただきます。

このたび昨日の朝におきましていろいろと皆様方にはこの提案につきましてご配慮をいただいたところでもございます。本日提案をさしあげて、また質疑もいただき、答弁も差し上げたところでもございます。町としてこの規模の再考を行い、この提案をさせていただいたところでもございますし、種々の質疑もいたなくなかではそのなかにご指摘、ご示唆は多くいただいたところでもございます。ご提案をさせていただき、そのうえでの皆様方のご審議をいただきつつ、地域の皆様方との総意形成、この議会からのご理解とご承認をいただく営みのなかと地

域の皆様方との合意形成のなかで、平成 25 年度からのご要望、またお互いの協議を重ねてきた部分をですね、是非ともこれは前に進めさせていただく提案をですね、させていただいたところでもございます。ご審議をいただきますよう私どもからは懇願をさせていただくところでございます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 地域の願いを叶えるようにですね、町としてもしっかりと取り組んで、これまでもきたわけでございますけれども、完成に向けて頑張っていきたいと思っております。今回、農水省の予算をなぜ申請したのかといったところだと思います。世羅町はですね、こういった農業を基幹産業としてさまざまな事業をやっております。先ほど上羽場議員のほうから世羅町の農業、今後においてそういったところ危惧することはないかという不安視をされましたが、今、担当課長からはですね、過去においてはそういうことがあったというふうに言いました。現状ではですね、世羅町一生懸命やっている姿を見ていただいています。なおかつ農業予算についてはかなり他の市町より多く補助を受けているものがたくさんあります。それが止まらないようにですね、私どももしっかり要望に行ってください。

今回農水省に行った際にですね、実はそういったことがあってはならないので、是非今後も続けて農業予算すべて、これに限らずですが、お願いしますということはおっしゃっております。これがもしだめだったらということに関してはですね、何も答えられません。いろいろ採択基準になるかというのは明らかにしていただけてないのが本来の流れでございまして、今回も一応要望するなかで中身については詳しくは申し述べていただけなかったというのが実情です。しかしこういった農業予算をしっかりと取れてくるというのも、全体の町内全域のそういった取組みがここにつながってきたのかなと思ってございますので、是非ともですね、農業振興の観点からもさまざまな関係人口を持ちながらこういった施設、これは町内全域にそういうことが波及できるように取り組んでまいります。山福田地域のみならずですね、全体の方々に喜んでいただける施設にもしていきたいというふうに考えているところでございます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町長の答弁と先ほど担当課でいただいた答弁が矛盾しておりましたので、再度確認いたします。今回の農水の財源に影響がないように予算組まれたわけですけれども、他の事業は関係ないというご答弁を先ほど担当課からいただいたところでございます。しかし過去においてはそういった事例もあったというふうに聞いておるといふ答弁でございます。実際、今、町長のご答弁であれば、関係があるような匂わせをさせるんですけれども、それはどういう意味ですか。そういう匂わせをすることによって賛成しろというようなことなんですか。ちょっとよく意味がわかりません。今町長言われましたよね。私ではわかりませんと。どういう判断で農水が考えているかわかりませんと。その前に担当課はこの件と、この件は一応関係はありませんと。でも町長は関係あるように言われます。非常に不安であります。そこら辺を丁寧な説明でおっしゃってください。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 関係がないという答弁ではなくてですね、担当課長が言ったのは影響はないであろうということを申し述べたと議事にはそうなっていると思います。匂わせているというのではなくてですね、過去あったというのを聞いたものですから、こういうことがあってはならないということですね、現状の農水予算の立て方についていろいろと調べようとしても、そういったものは返ってきません。しかしながら世羅町としてはそういうことがあってはなりませんので、是非ともですね、ほかの農水予算の要望についてはこれまでどおりしっかり進めていきたいと考えておりますし、当予算についてもですね、補助金が出る範囲内での取組みをお認めいただけるように、私どもも努力いたしますけれども、議会のほうからもですね、そういう取組みに対してご賛同いただけるように思っておるところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） この際、議案第47号 令和5年度一般会計補正予算（第2号）の修正に関する動議を提出いたします。

○議長（米重典子） ただいま、11番 山田 睦浩 議員から、議案第47号 令和5年度 世羅町一般会計補正予算（第2号）の修正に関する動議 が提出されました。

本動議は、地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議と認められますので成立いたしました。

ここで、「暫時休憩」します。

暫時休憩 10時05分

（修正議案の配布）

再開 10時20分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど成立した動議について、本案に対しては11番 山田睦浩議員ほか4名からお手元に配布した修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題といたします。

修正案提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 議案第47号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び世羅町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出する。

令和5年6月8日 提出

世羅町議会議長 米重 典子 様

発議者 世羅町議会議員 山田 睦浩

賛成者 同 上 高橋 公時

賛成者 同 上 上羽場幸男

賛成者 同 上 藤井 照憲
賛成者 同 上 徳光 義昭

提案理由でございます。

自治センター費のうち、山福田自治センター建設事業は、人口規模に見合った規模の施設とするべきである。よって、現在計画されている建物の規模での山福田自治センターの建設事業については、修正を加えるものでございます。

次ページ、1ページをお開きください。

議案第47号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案

議案第47号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

第1条中「3億8221万1千円を追加し」を「3億4221万1千円を追加し」に、「121億1951万5千円」を「120億7951万5千円」に改めるものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるものでございます。

まず歳入、22款 町債、補正前の額 12億9280万円、補正額 1億350万円を6350万円に改め、計 13億9630万円を13億5630万円に改めるものでございます。

歳入合計でございます。

補正前の額は、117億3730万4千円でございます。

補正額 3億8221万1千円を 3億4221万1千円に改めるものでございます。

計といたしまして、121億1951万5千円を120億7951万5千円に改めるものでございます。

続いて歳出をご説明いたします。

2款 総務費、補正前の額 14億4999万7千円、補正額 1億8205万4千円を1億3204万4千円へ改め、計16億3205万1千円を15億8205万1千円に改めるものでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費 補正前の額 12億4463万円、補正額 1億7204万4千円を1億3204万4千円へ改め、計14億1667万4千円を13億7667万4千円に改めるものでございます。

歳出合計の補正前の額は、117億3730万4千円でございます。

補正額 3億8221万1千円を 3億4221万1千円に改めるものでございます。
計といたしまして 121億1951万5千円を120億7951万5千円に改めるものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書については、ご一読ください。

以上で、議案第47号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議の説明とさせていただきます。

○議長（米重典子） 以上で、修正案に関する提案理由の説明を終わります。

これより修正案に関する質疑に入ります。質疑はありますか。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） これを何の根拠もなく4000万を減額している、この減額4000万の理由、内容、根拠、それを述べてください。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 先ほどの賛成者で話し合った結果、この結果になったところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 何の根拠もなしに関係者で話し合った結果だと。このことはね、非常に乱暴なやり方、根拠を持って積算をして提出するのが本当でしょうか。何を考えておるんですか。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 先ほど提案理由で述べたとおりでございます。以上でございます。

▼【久保議員：「説明になってない」】

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 47 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案 及び 議案第 47 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算（第 2 号）の討論を併せて行います。

討論の順序は、最初に「原案賛成者」、次に「原案及び修正案反対者」、次に「原案賛成者」、次に「修正案賛成者」の順に行います。おまちがえのないようをお願いいたします。

○議長（米重典子） これより討論に入ります。討論はありませんか。先ほども申しましたように原案に賛成者の討論を許します。

○10 番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。確認します。原案に賛成者です。

○10 番（久保正道） 今回出された執行者からの補正予算第 2 号については、長年熟慮を重ね、検討を重ねてきた地域との建設委員会との議論の結果であり、根拠を持った積算の形であります。これをやたらに変えるようなことはあってはなりません。したがって地域の安心安全、そして活性化、そのようなことが期待される、必ずつながる。そのような予算でありますので、この予算に賛成します。

○議長（米重典子） 次に原案及び修正案に反対者の討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは次に、原案に賛成者の討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、次に修正案に賛成者の発言を許します。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）修正案に賛成の討論をいたします。

先ほど来根拠のない減額とおっしゃられますけれども、執行者側が今回提案されました根拠のない減額の提案も同じであります。

まず昨日急きょ定例会前に議会にいったん提案された議案を訂正したいとの申し出が執行部よりございました。議会の議題となった事件を撤回し、または修正

しようとするときは、議会の許可を得なければならないと規定されております。昨日このことにおいてはさまざまな意見が出ましたけれども、議会運営委員会の委員による賛成多数で修正を受け入れたところであります。議員必携にも私が一般質問でバイブルと言っておりますが、議員必携にもこのような一度提案された議案に対し、何らかの理由で撤回や修正の申出があった場合

○議長（米重典子） 高橋議員、修正でなく訂正です。

○1番（高橋公時） 訂正ですか。ごめんなさい。訂正の申出があった場合、我々住民の代表である議会は更なる慎重審議が必要となり、新たな議案に対して、議案の採決に対して取組む必要があると考えます。昨日我々が行った延会するという措置はまさに適正な運営であると言えます。この修正案提出にあつては、現在5名の議員で提出されております。山田議員、上羽場議員、藤井議員、徳光議員と私でございます。先日はもうひとり矢山議員のお名前も連らね提出する予定でありましたけれども、一夜にして名前をはずしてほしいと本人からの申し出があり、修正案賛成の議員みなが驚いたところでございます。何があったのか、何が起こったのか。

2日目の一般質問終了後、2時間近い時間を要し、矢山議員とも意見交換をし、執行部は議会の意見をどう受け止めているのかなど修正案提出においても、せっかく獲得した農水省の特定財源に影響が及ばない範囲で山福田自治センターまた、山福田地区の人口に見合った避難場所機能は別として小さな拠点機能を重点としたセンターにするよう、これは矢山議員の意見も十分踏まえた内容の修正案として提出している次第であります。40数年世羅町の議会に携わり、数えきれない議案の採決をされてきたベテラン議員だからこそ賢明なるご判断を期待し、この矢山議員の意見を

▼【「何か言うものあり」】

○議長（米重典子） 高橋議員。

○1番（高橋公時） 議員ですよ、皆さん。反映したこの修正案に賛成の討論といたします。今、提出されている議員の名前もすべてお読みいたしました。事実の限りをお読みしました。賛成の討論といたします。

▼【高橋議員：「失礼なこと言うな」】

▼【久保議員：「聞き取れない」】

○議長（米重典子） 静粛に願います。議会です、静粛に願います。

ほかに討論はありませんか。よろしいですか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を

▼【久保議員：「修正案に反対の討論がなかったですよ」】

▼【1番（高橋公時） そんなものあるわけないでしょ】】

▼【久保議員：「聞き取れない」】

▼【1番（高橋公時）「聞き取れない」】

○議長（米重典子） 討論はこれでおしまいです。

▼【久保議員：「聞き取れない」】

▼【1番（高橋公時）「聞き取れない」】

○議長（米重典子） 久保議員、原案に賛成ということは、修正案には反対の立場であらうと思います。

▼【久保議員：「そういう順序じゃなかったじゃない」】

○議長（米重典子） そういう順序です。今までもそういう順序でやってきております。

▼【「議事進行」の声あり】

○議長（米重典子） 議事を進行いたします。

▼【「議事進行」「議事進行」】

進行については従来どおりのやり方でやっておりますのでまちがいはございません。

討論を終結いたしました。

▼【高橋議員：「何を訳のわからんこと言よるん。何を言よるん」】

○議長（米重典子） 静粛に願います。議会の場です。皆さん冷静に、静粛にお願いいたします。

▼【山田議員：「議事進行お願いします。」】

○議長（米重典子） はい、進行いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 令和5年度 世羅町一般会計補正予算（第2号）については、「修

正案のとおり決定する」ことに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、議案第 47 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 2 号) は修正しないことに決定されました。

これより採決いたします。

続いて議案第 47 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 2 号) について、採決いたします。

議案第 47 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 2 号) について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

したがって、議案第 47 号 令和 5 年度 世羅町一般会計補正予算 (第 2 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 48 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 85 ページをお開きください。

議案第 48 号

令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 77 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,549,113 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 4 千円、諸収入 73 千円を増額し、歳出は、総務費 4 千円、基金積立金 73 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 第三者納付金ということで 7 万 3000 円を基金に積み立てるという補正ですが、この介護保険で給付をしておいたものが雑入として入ってきた。その経緯、どういう事案であったのかお尋ねをいたします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。今回の補正についてでございますけども、交通事故等によりまして怪我されました。その怪我がもとで介護が必要な状態となりました。その費用、加害者である第三者が負担するというものでございます。過失割合に応じて第三者へ請求を行います。その金額のほうが今、お示ししております補正額は 7 万 3000 円でございます。こちらの損害賠償の請求の事務を国民健康保険団体連合会のほうへに委託させていただいております。介護が必要となられた方につきましては、福祉用具の貸与を受けております。その給付に関わるものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 48 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、 6 月 15 日 午前 9 時 00 分から、「開会」いたします
ので、ご参集願います。

(起立・礼)

.....

散 会 10 時 43 分